

令和4年度

教育行政基本方針

令和4年4月

斑鳩町教育委員会

も く じ

1	はじめに	1
2	教育基本方針	2
	令和4年度の主要施策	2
第1	幼児教育の充実	3
第2	学校教育の充実	3
1	子どもの未来が輝く新しい教育の推進（斑鳩町教育大綱の基本方針）	4
1	「確かな学力」が身に付く新しい教育の推進	4
	(1)少人数教育の推進 (2)「ALT」並びに「英語専科教員」の配置	
	(3)特別支援教育支援員の加配配置 (4)「通級指導教室」による個別指導	
2	「新しい時代の学び」に向けた一人一台のタブレット端末の活用	6
3	歴史と文化を継承する「郷土（ふるさと）学習」の推進	7
	(1)「いかるが楽（がく）」の推進 (2)「法隆寺英語案内」の充実	
	(3)「郷土（ふるさと）学習」の推進	
4	「豊かな心と人間性を備えた子どもを育む教育」の推進	9
	(1)道徳教育の充実 (2)生徒指導の充実	
5	学校体育と学校保健指導の充実	12
6	特別支援教育の充実	13
7	安全教育の充実	13
	(1)発達段階に応じた防災教育の推進	
	(2)「新型コロナウイルス」等感染症予防対策の推進	
8	食育の推進	15
第3	生涯教育の推進	16
1	生涯教育の推進	16
1	生涯教育の充実	16
2	図書館機能の充実	16
2	人権教育の推進	17
1	人権教育の高揚	17
3	次世代育成機能の充実	17
1	家庭教育の充実	17
2	幼児教育の充実	17
3	子ども・若者育成支援の充実	17
4	生涯スポーツの推進	18
1	生涯スポーツの充実	18
2	活動拠点の整備・充実	18
5	文化・芸術の振興	18
1	文化・芸術にふれる機会の充実	18
6	文化財の保全と活用	19
1	歴史文化資源の保全・活用	19
2	歴史文化情報の発信	19

1 はじめに

令和2年度、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組として、国の「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言により、3月から5月にかけて学校はもとより公共施設も閉鎖することとなり、教育活動に大きな影響が生じました。学校再開後においても、「3密」の回避、ソーシャルディスタンスの確保、マスク着用等の感染予防対策を講じる必要性がでるなど、学校や生涯教育の現場において戸惑を禁じ得ない状況が続きました。令和3年度に入っても、休校、学年・学級閉鎖を要する状況があり、コロナ禍における新たな歩みとして、今、「ポストコロナ期における学校教育の在り方」が問われています。

斑鳩町では、こうした状況を鑑み、対面式教育とオンライン教育を適時適切に組合せて実践する「ハイブリッド教育」を積極的に推進しています。これは、ICTを活用し、よりきめ細かく、より能動的な学習の実現を図り、質の高い教育を安定的に行うもので、現在、「子どもたちを誰一人取り残すことのない教育」、「子どもたちの学びを止めない教育」の実現を目指した学習活動を展開しています。

今後も引き続き、令和3年4月に新しくスタートしました、『「和」で紡ぎ未来へ歩む 私たちの斑鳩』の実現をめざした「第5次斑鳩町総合計画」基本構想に基づき、学ぶ喜びを共感し合える学校づくりを推進し、子どもが「行きたい学校」、保護者が「行かせたい学校」、教職員が「働きたい学校」を創ってまいります。

生涯教育にあっては、住民のみなさんがあらゆる機会をとおして学ぶことができ、その学んだ成果が地域づくり、担い手づくりへと広がり、それぞれの地域で生涯学習が活発に行われるよう取組を進めてまいります。

そして、『「和」で紡ぎ 未来へ歩む 私たちの斑鳩』を創造する、その主役となる「人づくり」の事業を推進し、子どもの未来が輝くまちをめざします。

2 教育基本方針

斑鳩町 教育理念「育てよう和の心」

- (1) 和の精神をもとに、人を思いやる心、いたわる心、感謝する気持ちを育み、善悪を判断する力をつけることができる教育をすすめます。
- (2) 生涯にわたって、自ら学び、自ら健全な心身を育むことができる生涯学習・生涯スポーツをすすめます。
- (3) 歴史的・文化的遺産の保全や継承に努め、住民が地域に誇りと愛着を持つことができるまちづくりをすすめます。

学校教育は、新しい時代を担う、心豊かなたくましい幼児児童生徒の育成を目指した、将来に持続可能な教育を推進するという重要な役割を担っています。

斑鳩町立幼稚園、小・中学校は、「斑鳩町教育理念―育てよう和の心―」に基づき、豊かな人間性と創造性、高い人権意識を備えた、将来に持続可能な力を持ち、社会の発展に貢献する人間の育成に努めてまいります。

また、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策を行いながら、本年度も学校教育の充実をはじめ、生涯学習の推進や生涯スポーツの振興、本町の豊かな伝統・文化の継承や文化財の保護などの施策を実施してまいります。

令和4年度の主要施策

令和4年度は、令和3年度の実績を検証し、改善策を講じながら「第5次斑鳩町教育総合計画」に基づいた取組として、児童生徒の「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の育成を推進します。

第1 幼児教育の充実

幼児期は、小学校以降の生活や学習の基盤を育成する極めて重要な時期です。そのため、子どもの発達や学びを幼稚園から小学校へ、小学校から中学校へ、しっかりつないでいくことが大切です。

斑鳩町では、幼稚園でその基礎となる次の「3つの力」の育成に努めます。

① 個別の知識と技能の基礎

遊びや生活のなかで、豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになります。

② 思考力と判断力などの基礎

遊びや生活のなかで、気付いたこと、できるようになったことなどを使いながら、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりできるようになります。

③ 学びに向かう力、人間性などの基礎

よりよい生活を営もうとする、心情や意欲、態度が育ちます。

そして、子どもたちの生涯にわたる資質・能力の向上を図るため、幼児教育と小学校教育との連携・接続の強化・改善と、3歳未満の幼稚園未就児の幼稚園教育への円滑な接続など、幼児の発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実に一層努めてまいります。

第2 学校教育の充実

依然として、新型コロナウイルス感染症拡大が危惧されるなか、「感染症対策」と「学びの保障」の両立が求められています。このニューノーマル（新たな常態）な教育を実現するため、ポストコロナ期の新たな学び方として、対面式教育とオンライン教育をベストミックスさせた「ハイブリッド教育」を推進し、「学びの最適化」を図り、「学びの保障」に取り組みます。

また、運動会（体育大会）などの学校行事等特別活動については、この活動をとおして、児童生徒に身に付けてほしい資質・能力を保障するため、可能な範囲において実施してまいります。

1 子どもの未来が輝く新しい教育の推進

斑鳩町教育大綱の基本方針

- ① 子どもの「生きる力」を育む教育活動を推進します。
- ② 子どもが安心して意欲的に学べる質の高い教育環境を提供します。
- ③ 子ども一人ひとりに応じた支援を充実します。
- ④ だれもがいつでも学び、健やかで心豊かに活動するまちづくりを推進します。
- ⑤ 歴史的・文化的遺産を生かしたまちづくりを推進します。

斑鳩町教育大綱の基本方針を踏まえ、子ども一人一人の発達過程に応じた教育を行い、学びの意欲が高まり、社会的自立に向けた基礎的・基本的な資質や能力を育ててまいります。

1 「確かな学力」が身に付く新しい教育の推進

(1) 少人数教育の推進

児童生徒の発達段階や教科の特性を踏まえて、少人数による個に応じたきめ細かな指導を進めることにより、「つまづきの解消と意欲を高める学び」、「習熟度に応じた学び」、「社会性・人間性を養う学び」の実現を目指します。

① 「少人数学級編制」並びに「少人数指導」の実施

- ◇小学校第1、第2学年の学級規模を30人以下とする。
- ◇小学校第3学年から中学校第3学年までの学級規模を35人以下とする。

◇基本的には「少人数学級編制」を基準とするが、校長がより高い教育効果が得られると判断した場合は、「少人数指導」によるチームティーチングの実施を可能とする。

また、公立小学校の学級編制を35人に引き下げる『公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案』が令和3年2月2日に閣議決定されたことから、令和3年度から5か年をかけて、1クラス当たり35人に引き下げられることになりました。

このことを受けて、斑鳩町では新たに少人数教育の見直しを行い、これまでの少人数教育に加え、1学級当たりの平均児童数に応じた教員の加配措置を講じることにしました。

② 1学級当たりの平均児童数に応じた教員の加配措置

小学校第3学年から中学校第3学年において、1学級当たりの平均児童生徒数が31人から35人となる学年の数に応じて、教員を加配し、習熟度指導又はチームティーチングによる少人数指導を実施いたします。

◇30人を超える学年が3学年以上の場合、2人の教員を加配。

◇30人を超える学年が2学年以下の場合、1人の教員を加配。

(2) 「ALT」並びに「英語専科教員」の配置

① ALT（外国語指導助手）の配置

斑鳩町では、国際社会の一員として活躍する人材を育成する観点から、小・中学校に各1名のALTを配置し、学級担任（英語専科教員）とALTの役割を連動させた、チームティーチングによる外国語（英語）学習を展開しています。引き続き、子どもたちがコミュニケーションを豊かに図りながら、「生きた英語」を学ぶ機会としていきます。

② 小学校における教科担任制の導入

斑鳩町では、既に平成29年度から英語の専科教員を配置し、外

国語学習の充実化を図ってきましたが、令和4年4月から本格的に小学校高学年において「教科担任制」がスタートいたします。

斑鳩町では、「学級担任間で英語、理科、算数、体育を中心に交換授業を行う」交換型での教科担任制を実施いたします。この教科担任制を導入することにより、「学級間における学びの差が減少し、授業内容が向上する」ことを期待しています。

また、昨年度行ったオーストラリアの児童とのオンラインによる交流授業を引き続き実施し、子どもたちの能動的な学びを実現してまいります。

(3) 特別支援教育支援員の加配措置

斑鳩町では、幼稚園・小学校における、発達障害を含む様々な障害のある幼児児童に対する学校・園での生活上の介助や学習活動上の支援などを行う、「特別支援教育支援員」の計画的な加配を行っています。

引き続き、支援員の配置を行い、支援・配慮を必要とする幼児児童が安心して学校（園）生活を送ることができるよう努めてまいります。

(4) 「通級指導教室」による子どもの自立をめざした個別の指導

斑鳩町では、平成31年度に斑鳩東小学校に通級指導教室「いかる」を開設し、令和2年度には斑鳩小学校に通級指導教室「さざんか」を開設しました。そして、令和3年度は、新たに斑鳩中学校に通級指導教室「なごみ」を開設いたしました。

引き続き、通級教室での学習をとおして、自立活動を進めながら児童生徒が抱える学習上・生活上の困難を改善するための指導を行なってまいります。

2 「新しい時代の学び」に向けた一人一台のタブレット端末の活用

斑鳩町では、新しい時代に必要となる資質・能力として、「学びに向かう力」、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」の習得をめざし、児童生徒が

『自ら考え主体的に行動できる力』を身に付けるためのツールとして、一人一台のタブレット端末を活用した学習を始めました。

これは、国の GIGA スクール構想（「児童生徒一人一台のタブレット端末及び大容量の通信ネットワークの整備を一体的に行い、全ての児童生徒に質の高い教育の実現を図る。」）に基づき実施するもので、家庭での自宅学習に活用できるよう、家庭への持ち帰り（貸出）を始めました。

斑鳩町教育委員会が定めたタブレット端末『家庭活用ガイドライン』をもとに、児童生徒が「安心・安全・快適」にタブレットを活用できる環境を整えます。

3 歴史と文化を継承する「郷土（ふるさと）学習」の推進

斑鳩町は、日本で初めて世界文化遺産に登録された「法隆寺」をはじめとする仏教寺院や、国史跡と出土品が国宝に指定された「藤ノ木古墳」など、日本国家形成の重要な舞台となった時代をもつ、悠久のまちです。また、令和3年4月、法隆寺において「聖徳太子 1400 年御遠忌」が厳かに行われた、日本を代表する歴史的文化資源と自然環境や街並みが一体化した、「斑鳩の里」としても親しまれています。

そうした斑鳩町で生まれ育った子どもたちが、自分たちの住むまち「斑鳩」を見つめ、その素晴らしさを再発見し、その良さをさらに豊かにし、広く発信していくことができるよう、「郷土（ふるさと）学習」をとおして、豊かなコミュニケーション力や思考力・判断力・表現力を培ってまいります。

(1) 「いかるが楽（がく）」の推進

斑鳩町では、新規に「いかるが楽（がく）」を立ち上げ、令和4年4月から町立小・中学校の9か年間をかけて、「聖徳太子の『和』の心」と「斑鳩八景（斑鳩の文化・歴史・自然）」について学習する「郷土（ふるさと）学習」を教育課程に位置付けて実施いたします。

子どもたちは、この「いかるが楽（がく）」をとおして、次のような

資質や能力を身に付けます。

- ① 先人たちによって育まれ、守られてきた伝統や文化に立脚した広い視野と深い認識をもち、理想を実現しようとする高い志や意欲をもって、主体的に学びに向かい、必要な情報を判断し、自ら知識を深めて個性や能力を伸ばし、人生を切り拓いていくことができる。
- ② 対話や議論を通じて、自分の考えを根拠と共に伝えるとともに、他者の考えを理解し、自分の考えを広げ深めたり、集団としての考えを発展させたり、他者への思いやりをもって多様な人々と協働したりしていくことができる。
- ③ 変化の激しい社会の中でも、よりよい人生や社会の在り方を考え、試行錯誤しながら課題を発見・解決し、新たな価値観を創造していくとともに、新たな課題の発見・解決につなげていくことができる。

(2) 「法隆寺英語案内」の充実

斑鳩町立中学校では、毎年、法隆寺を訪れる外国人観光客を対象に英語による『法隆寺案内』を行っており、観光客から大変喜ばれています。

この取組は、参加する生徒にとって法隆寺の歴史を学ぶことができるとともに、生きた英会話力を培う絶好の学びの場となっています。

引き続き、本取組の充実を図り、国際社会で活躍する資質と能力をもち備えた生徒の育成に取り組んでまいります。

(3) 「郷土（ふるさと）学習」の推進

現在、斑鳩小学校では『能楽』を、斑鳩西小学校では『茶道』を、斑鳩東小学校では『和太鼓』を、教育課程に位置付けて行っており、各小学校の特色が活かされた体験学習の場となっています。

引き続き、地域に存在する伝統・文化を継承していく大切さを認識し合い、地域を愛し、郷土に誇りをもつ子どもの育成に取り組んでまいります。

4 「豊かな心と人間性を備えた子どもを育む教育」の推進

子どもたちが、自らを律しつつ、自己を確立し、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心をもつ豊かな人間性を備えた人として育ち、自分らしく主体的に生きていくことは、社会全体の願いです。

斑鳩町は、どのように社会が変化しようとも、「時代を超えて変わらない価値のある教育」を推進してまいります。

(1) 道徳教育の充実

子どもたちが活躍する将来は、未来予測が困難な社会が到来すると言われていています。そうしたなか、さらにグローバル化が進展し、これまで以上に異なった歴史や文化をもつ人々と対話し、協働していくことが必要になってきます。そのような社会のなかでは、主体的に考え判断する力や高い倫理観をもち、時に意見や考えが衝突したとしても、よりよい方向をめざしていこうとする資質や能力が求められます。

斑鳩町では、こうした力をもち備えた児童生徒を育成するために、これまで道徳の授業で見られた、読み物の登場人物の心情理解のみにとどまった内容であったり、分かり切ったことを発言させたりという偏った形式的な指導ではなく、しっかり『**考え、議論する道徳**』の転換を図り、学校教育全般をとおして横断的に取り組む道徳教育を推進してまいります。

(2) 生徒指導の充実

生徒指導は、学習指導とともに、学校の教育目標を達成するための重要な教育活動であり、児童生徒の自尊感情や自己有用感の育成、規範意識の醸成など、人格の形成を図る上で大きな役割を担っています。

斑鳩町では、教職員の共通理解を図り、予防的な指導を積極的に行い、家庭と連携して、組織的・継続的な指導・援助に努めます。

① 生徒指導体制の確立

斑鳩町では、町立小・中学校の生徒指導主事（生徒指導主任）で組織する「斑鳩町生徒指導連絡協議会」を定期的を開催し、校種間連携を図りながら、児童生徒が健全に成長し、自己実現のための自己指導能力が高まるよう、次に掲げる3つの『積極的な生徒指導』を推進してまいります。

※ 自己指導能力とは、児童生徒が日常生活のそれぞれの場で、他者との関わりのなかで、どのような選択が適切であるか、自分で判断・実行し、その言動に責任をもつことができる「力」を言います。

《「開発的な生徒指導」に努めます。》

「子どもどうしが相互に認め合い尊重し合うことができる」、「自分を他者との関わり合いをとおして、かけがえのない存在、価値のある存在として捉えることができる」など、自尊感情や自己肯定感を高めることにより、子どもの自信、やる気、確かな自我を育てます。

《「予防する生徒指導」に努めます。》

「登校を渋る」、「保健室に頻繁に行く」、「早退や欠席が目立ち始める」など、気になる行動をする子どもへ初期段階で関わりをもち、子どもが抱えた問題が深刻化したり、新たな問題へと発展したりしないよう指導・支援に努めます。

《「課題解決的な生徒指導」に努めます。》

子どもが直面する問題行動や学校不適応等、生活・発達上の諸課題を迅速に解決するため、学校と家庭と関係機関とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携・協働して、個に応じた指導・支援を行います。

② 教育相談体制の確立

斑鳩町では、児童生徒の暴力行為・いじめ等問題行動や、学校不適応などの課題に適切に対応するため、県教育委員会から派遣されているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに加えて、昨年度からは町採用のスクールカウンセラーを配置しました。

引き続き、“心の教育相談”の充実に向け、子どもたちの心の変化をしっかりと受けとめ、児童生徒一人一人に寄り添いながら指導・支援をしてまいります。

また、3日間連続して欠席するなどの状況が見られた時は、家庭訪問を行い、その状況に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員、県立教育研究所等と連携を密に図りながら、早期対応に努めてまいります。

③ いじめ防止に向けた取組の充実

「いじめ防止対策推進法」には、『いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもの』と記載されています。

斑鳩町は、「いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ことを強く認識し、「斑鳩町いじめ防止基本方針」に基づき、組織的・計画的ないじめ防止対策を講じます。

特に、「いじめを受けた子どもを救済し、その尊厳を回復し、守っていく」ことを旨とし、『迅速に対応し、その状況の悪化防止に努め、真の解決を図る』ことを最優先に取り組みます。

また、その解決に当たっては、いじめの発生等についてきめ細かな状況把握を行い、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を交えて、組織的・計画的に取り組んでまいります。

④ 情報モラル教育の充実

子どもたちが、これから生きていく時代において、情報活用能力は不可欠であり避けて通ることはできません。インターネットやスマートフォンは、安全に正しく使用すればとても役に立つ便利なものです。しかし、残念なことに、誹謗中傷やいじめの温床となったり、事件や犯罪に巻き込まれたりしていることも事実です。

そのようななか、令和2年7月31日付け文部科学省通知、並びに令和2年9月11日付け奈良県教育委員会通知「学校における携

携帯電話の取扱いに関するガイドライン」により、中学生の学校への携帯電話の持込みを認める考え方が示されました。

このことを受けまして、斑鳩町では、町立小・中学校のすべての児童生徒に対し、携帯電話の使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害の防止と適切な対処、よりよい人間関係づくり等に関する指導にこれまで以上に積極的に取り組みながら、学校における携帯電話の取扱い等がより適切に行われるよう、『小・中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン』を策定し、取り組んでいます。

引き続き、すべての児童生徒が犯罪被害の加害者・被害者とならないよう、児童生徒の発達段階に応じた情報モラル教育を展開してまいります。

5 学校体育と学校保健指導の充実

斑鳩町立小・中学校では、筋力や瞬発力、持久力などの向上につながる「行動体力」と、体温調節や免疫力など身体的なストレスに対して働く「防衛体力」をバランスよく向上させる取組を展開しています。

例年実施されています「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を見ますと、本町の小・中学校児童生徒の体力・運動能力は、校種や学年、種目、男女によって差異はありますが、県平均、全国平均と比較して一律的に低いという状況にはありません。しかし、種目によって課題が見られることから、各小・中学校では次のステップに沿って、自校の課題の改善を図る『体力向上アクションプラン』の立案・実践に取り組んでいます。

- (1) **ステップ1**：自校の児童生徒の実態を把握する。
- (2) **ステップ2**：「課題解決シート（課題分析、目標・計画設定）」を作成し、その明確化を図る。
- (3) **ステップ3**：体育の授業を中心とした、体力向上推進プランニングシートを作成し、計画的に取組を進める。

引き続き、児童生徒が、個々にめざす目標（各ステップ）を達成する

ことができるよう取組を進めてまいります。

また、心の教育、性教育、食育、がん教育等の推進を図り、児童生徒の健康意識の向上に努めます。

6 特別支援教育の充実

斑鳩町では、特別支援教育支援員を各幼稚園、各小学校に配置し、幼児児童一人一人の個性や発達段階に応じ、一貫した特別支援教育の充実を図っています。また、小学校と中学校が継続した支援を行うため、斑鳩小学校、斑鳩東小学校、斑鳩中学校に、全ての小・中学校を対象とした「通級指導教室」を設置し、きめ細かな支援に努めています。

また、平成28年4月に手引書「個別の教育支援計画」～将来の豊かな生活を支援するために～を作成するとともに、町立幼稚園、保育園、小学校、中学校の「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の形式を統一化し、取組とその内容の充実を図っています。

引き続き、町立幼稚園、小・中学校における校種間の円滑な連携・接続を進め、適正な就学に向けた相談・指導の充実に取り組んでまいります。

7 安全教育の充実

安全教育のねらいは、『幼児児童生徒が自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、幼児児童生徒の安全を確保するために、学校施設や通学路等の環境を整えること』にあります。

斑鳩町立幼稚園、小・中学校では、このねらいに沿って「学校安全計画」を作成し、教育活動全体をとおして、学校安全の3領域（「生活安全<不審者、熱中症、校内での事件・事故等>」、「交通安全<様々な交通場面での危険>」、「災害安全<自然災害や火災等>」）において災害が生じた際、幼児児童生徒が『自ら考え、正しい選択をし、行動することができる「危機回避能力」や「危機対応能力」を、身に付けることができる』よう、取り組んでいます。

引き続き、各校園の「危機管理対応マニュアル」の見直しを適宜行い、実践的な防災対策、安全対策に努めるとともに、「学校安全ボランティア」や「子ども110番の家（パゴちゃんの家）」、奈良県不審者情報「ナポくんメール」等を活用し、地域のみなさまのご協力を得ながら、幼児児童生徒の学校安全に努めてまいります。

(1) 発達段階に応じた防災教育の推進

町立幼稚園及び小・中学校では、幼児児童生徒が、火災、地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようになるとともに、日常的な備えができるようになることを目標に、それぞれの発達段階に応じた防災教育に取り組んでいます。

① 中学校

- ・日常生活において知識を基に正しく判断し、主体的に安全な行動をとることができる。
- ・被害の軽減、災害後の生活を考え備えることができる。
- ・災害時には危険を予測し、率先して避難行動をとることができる。

② 小学校

- ・安全な行動の大切さがわかり、安全のためのきまり、約束を守ること、身の回りの危険に気付くことができる。（低学年）
- ・災害時における危険を認識し、日常的な訓練等を生かして、自らの安全を確保することができる。（中学年）
- ・これまで学習した内容を一層深め、様々な場面で発生する危険を予測し、安全な行動ができる。（高学年）

③ 幼稚園

- ・日常生活の場面で、安全な生活習慣や態度を身に付けることができる。
- ・災害時には、教職員や保護者の指示に従い行動できる。
- ・危険な状態を見つけたときには、近くの人に伝えることができる。

幼児児童生徒が、こうした力を身に付けることができるよう、引き続き、火災発生時、地震発生時等を想定した避難訓練を行うとともに、幼稚園、小学校においては、「地震発生後の引き渡し訓練」をあわせて実施し、保護者のみなさまにとって、安全で安心できる防災教育に努めてまいります。

(2) 「新型コロナウイルス」等感染症予防対策の推進

新型コロナウイルス等感染症予防対策については、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密（密閉・密集・密接）」を徹底的に避ける、身体的距離を確保するといった感染症対策を行っています。

引き続き、『斑鳩町立小・中学校及び幼稚園 新型コロナウイルス感染症に係る学校教育活動ガイドライン』に沿って、感染症防止対策に万全を記した上で、「安全」・「教育」・「福祉」の観点に留意しながら、学校教育活動を進めてまいります。

8 食育の推進

食育は、生きる上での基本となる知育、徳育、体育の基盤となるもので、様々な経験を通じて「食」に関する知識とバランスの良い「食」を選択し、健全で健康な食生活を送ることができる人間を育てることが、食育の目的です。

町立小・中学校では、「食」の大切さを学び、望ましい食習慣を身に付けることができるよう食育を計画的に推進しており、引き続き、ふるさと教育や地域経済の活性化を図る上からも、地元産食材を使用した安全で安心な給食を推進してまいります。

給食費については、引き続き、給食費の一部助成を行っています。

第3 生涯教育の推進

学ぶことや創ることの喜び、スポーツで身体を動かしたときの爽快感や充実感、美しいものに触れたときの感動は、人々の心にゆとりと潤いをもたらします。

斑鳩町では、『「和」で紡ぎ 未来へ歩む 私たちの斑鳩』の実現に向けて、学習やスポーツ、芸術、文化活動といった生涯学習活動を活発にし、歴史的・文化的資源の活用や歴史と文化の保全・継承、そして新たな独自の文化の創造に取り組むとともに、次代を担う子どもたちが、斑鳩を誇りにし、豊かな感性や創造性、思いやりをもって生きる力を育める環境整備を図り、豊かな心を育てる生涯学習のまちづくりを推進します。

1 生涯教育の推進

1 生涯教育の充実

多様化する住民の学習ニーズに対応し、年齢や障害の有無に関わらず誰もが気軽に参加でき、生きがいづくりにつながるよう、学習する機会の拡充と内容の充実を図ります。

地域における生涯学習活動に対する支援では、少子高齢化により、参加者確保が困難になってきている地域がありますことから、条件等を緩和するなど、活動自治会数の増加に努めてまいります。

2 図書館機能の充実

子どもから高齢者、障害のある人など、誰もが気軽に図書館を利用し、読書に親しむことができるよう、住民ニーズに合った蔵書の充実に努めるとともに、他の図書館、専門機関と連携し、更なる図書館機能の向上を図ります。

また、自宅のパソコンやタブレット、スマートフォンを使って電子書籍を利用できる電子図書館サービスの更なる普及、充実に努めてまいります。

2 人権教育の推進

1 人権意識の高揚

「人権のまちづくり」を進めるためには、一人一人が自分自身の課題として、生涯を通じて人権問題について理解を深め、行動に移していくことが必要であることから、人権セミナーなどの学習会、研修会を充実させ、人権意識の高揚を図ります。

3 次世代育成機能の充実

1 家庭教育の充実

核家族化や地域のつながりの変化など、家庭教育を支える環境が大きく変化するなか、全ての教育の出発点である家庭教育について、学習する機会を提供するなどにより、家庭教育の充実を図ります。

家庭教育講座では、町立幼稚園の園長、小・中学校の校長を講師に迎え、地域社会全体で子どもを育む機運を高めます。

2 幼児教育の充実

幼児期における教育は、基本的な生活習慣や意欲、態度などその後の人間としての生き方を大きく左右する基礎を培う、とても重要な時期です。引き続き、幼児教育の一層の充実に努めてまいります。

また、幼少期の本との触れ合いが、その後の読書習慣に大きく影響を与えられるなか、町内幼稚園、保育園の5歳児を図書館に招待し、本の読み聞かせや自ら絵本を選び、借りることができる『図書館ご招待デー』を継続して実施いたしますとともに、「電子図書館サービス」、「学校おはなし訪問」、「子ども司書（1日図書館員体験を拡充）」、「読書手帳の配布」などの取組をとおして、子どもの読書離

れの防止を図り、感性や表現力、創造力豊かな子どもの育成に努めてまいります。

3 子ども・若者育成支援の充実

豊かな人間性の育成、基本的な生活習慣の形成など、子ども・若者が、成長・発達するための基礎づくりを支援します。

民法改正に伴い、令和4年4月より成年年齢が20歳から18歳に引き下げられますが、斑鳩町ではこれまでと同様、当該年度に20歳になる青年を対象に「(仮)20歳の集い」として実施いたします。

4 生涯スポーツの推進

1 生涯スポーツの充実

誰もが楽しみながら、体力づくりや健康づくりができる生涯スポーツを推進するため、スポーツ教室の開催やスポーツ団体の育成、スポーツを通じた交流機会の充実を図ります。また、総合型地域スポーツクラブに対して、人的支援を行い、町の生涯スポーツの振興を図ります。

友好都市に加え、さまざまな協定を締結している他市町村とのスポーツ交流事業を通じて、住民交流を深めます。

2 活動拠点の整備・充実

生涯スポーツを推進するため、『斑鳩町立学校の体育施設開放に関する条例』に基づき、住民の最も身近な教育施設である学校体育施設開放を充実させ、生涯スポーツの振興を図ります。

5 文化・芸術の振興

1 文化・芸術にふれる機会の充実

各種芸術・文化の発展と意識の向上を図り、文化・芸術にふれる機会づくりとして、「斑鳩の里文化芸術祭」を開催します。

また、美術創作活動を通じて、郷土の美術振興に寄与する「斑鳩町美術協会」に対し、支援を行います。

6 文化財の保全と活用

1 歴史文化資源の保全・活用

本町の豊かな文化財や遺跡を保全・継承するため、現存する文化財や近世・近代を含めた地域に残る文化財や文化資源について調査・研究をすすめるとともに、広く関心をもってもらえるような活用を行います。

2 歴史文化情報の発信

本町を訪れる人だけでなく、本町住民にも斑鳩の歴史と文化について理解を深めていただくために、より魅力的な歴史と文化の情報を、拠点施設をはじめ、さまざまなメディアを活用し、広く発信を行います。

斑鳩や法隆寺・聖徳太子に関係する地域資料を収集、整理し、関心をもつ方に「聖徳太子歴史資料室」において、その情報を提供するとともに、「聖徳太子歴史資料室講座」を開催し、情報発信に努めます。

また今年度も、斑鳩文化財センターにおいて、「斑鳩」に関する展示会や「斑鳩考古学講座」を開催いたしますとともに、子どもを対象とした「こども勾玉づくり教室」などを開催し、斑鳩町の歴史や文化について学習ができる機会を提供してまいります。



令和4年度 教育行政基本方針

斑鳩町教育委員会
2022（令和4）年4月